令和８年度
太宰府市歳末たすけあい運動実施要領

社会福祉法人福岡県共同募金会太宰府市支会

１　運動期間
令和８年１２月１日～１２月３１日（１か月間）

２　スローガン
「つながり　ささえあう　みんなの地域づくり」

３　主　　旨
歳末たすけあい運動は、共同募金運動の一環として地域住民やボランティア・ＮＰＯ団体、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、誰もが地域社会の一員として参加できるさまざまな福祉活動を展開し、望まない孤独や孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりへの幅広い理解と参加を図るものである。

４　計画・実施主体
（１）寄付金品の募集及び配分・・・福岡県共同募金会太宰府市支会
（２）使途計画の立案及び実施・・・太宰府市社会福祉協議会

５　運動根拠
（１）社会福祉法
（２）令和８年度共同募金運動要綱及び令和８年度地域歳末たすけあい運動実施要項（中央共同募金会）

６　配分事業
（1）地域住民の参加による地域福祉事業
（例）地域住民による世代間交流事業（クリスマス会、餅つき大会、どんど焼き等）
福祉施設入所者と地域住民の交流事業
小地域ネットワークによる見守り、訪問事業
学童・生徒によるクリスマスカード・年賀状配布事業
既存のサービスでは対応できないニーズに先駆的に応える取り組み
（2）地域で活動する福祉団体、またはそれらを支援するボランティアグループ等が行う事業
（例）ふれあいいきいきサロン支援事業
子育てサークル・子育てサロン支援事業
障害者団体や介護者の会等、当事者団体等のクリスマス会や新年会への支援事業
（3）防災・防犯に関する事業
（例）防災・減災活動支援
災害時の要援護者支援活動の強化（防災マップづくり等）
地域における防犯や安全なまちづくり活動

（4）地域から孤立をなくすための事業
（例）地域で孤立している人たちへアプローチするための新たな見守りの仕組みづくり
（5）その他地域の実情により必要と判断する事業

7　配分対象事業
太宰府市歳末たすけあい運動実施要綱「6　配分事業」で１２月～１月までに実施される事業）

※アルコール類は助成対象外です。
※備品の購入については、単価 30,000 円までを助成金の充当対象とする。

8　配分対象団体及び申請上限額

（１）自治会	100,000 円（２事業まで）
（２）福祉団体	100,000 円（２事業まで）
（３）共同作業所	10,000 円（１事業のみ）
（４）当事者団体	10,000 円（１事業のみ）
（５）ボランティア団体	20,000 円（１事業のみ）
（６）子育て関係	20,000 円（１事業のみ）

※配分額は、募金の実績により申請額を下回る場合がある。
※配分の申請は、「歳末たすけあい事業配分申請書」に事業内容を記載し、社会福祉協議会に申請する。

9　配分決定
配分の可否は、福岡県共同募金会太宰府市支会歳末たすけあい配分会議で決定する。

10　配分事業の明示と報告
配分決定を受けた者（団体）は、当該配分事業について多様な広告手段を活用して明示するとともに、事業終了後１ヶ月以内（２月末まで）に活動報告書を社会福祉協議会へ提出し、収支を明確にしなければならない。